

平成14年4月1日

各 位

株式会社 UF Jホールディングス  
コード番号 8307

### 債権の取立不能及び取立遅延のおそれの発生について

今般、当社子会社の株式会社UF J銀行及びUF J信託銀行株式会社の取引先である日産建設株式会社が、東京地方裁判所に会社更生手続開始の申立を行ったことに伴い、同社向け債権につき取立不能及び取立遅延のおそれが生じたので、お知らせ致します。

#### 記

#### 1.日産建設株式会社の概要

- |                   |               |
|-------------------|---------------|
| (1) 本 社 所 在 地     | 東京都港区南青山1-2-6 |
| (2) 代 表 者 氏 名     | 藤田 毅          |
| (3) 資 本 金         | 10,267百万円     |
| (4) 主 な 事 業 の 内 容 | 一般土木建築工事業     |

#### 2.当該取引先に生じた事実およびその事実が生じた年月日

平成14年3月30日 東京地方裁判所に会社更生手続開始の申立。

#### 3.当該取引先に対する債権の金額

UF J銀行	貸出金	5,700百万円
UF J信託銀行	貸出金	3,495百万円(元本補填契約のある信託勘定を含む)

#### 4.当該事実が当社の業績に及ぼす影響

上記債権のうち必要な額につきましては、平成14年3月期において引当処理等を行う予定ではありますが、3月29日に発表致しました当社の連結業績予想には変更ありません。

以 上

当行は投資家の皆様、お客さまなどに対するスピーディな情報公開を目的として、ホームページ上にニュースリリースを掲載しております。

なお、本ニュースリリースには証券取引法第166条に定められた重要事実に当たる情報が含まれる可能性があります。重要事実を含むニュースリリースをご覧になられた方が、その重要事実が証券取引法施行令の規定に従い公開された後12時間以内に、UF Jホールディングスの株式などの売買等を行なった場合、いわゆるインサイダー取引規制違反として、証券取引法の規定に接触するおそれがありますのでご注意ください。